

山口FPの

事業承継

A to Z



ファイナンシャル・プランナー
山口 大介

山口大介、59歳。証券会社に勤務後、ファイナンシャル・プランナーとして独立。経営者のクライアントも多く、相続・事業承継のコンサルティングを行うことも多い。

“争族”を防ぐ事業承継とは？

多岐に及ぶトラブルの悪影響

こんにちは、山口大介です。秋が深まり、都心でも紅葉が始まる季節になりました。さて、今月からは「争族」を防ぐ事業承継」というテーマで、円滑な相続のポイントや注意点をお伝えしていきます。

相続財産の分割を巡って、家族や親族間でトラブルが起るケースが増えています。特に経営者の相続では、後継者に財産を集中させることが多いため、公平さに欠ける分割・配分になりがちです。遺産の相続は、相続人全員の参加と合意による遺産分割協議が必要ですが、話し合いがまとまらず、裁判所による調停や審判に発展するなど、「争族」になるケースが増えています。トラブルの悪影響は、親族の仲違いだけにとどまりません。相続税の申告期限は、被相続人の死亡を知った日の翌日から10カ月以内。期限内に話し合いがまとまらない場合、小規模宅地等の特例などの優遇が利用できなくなり、特例を受けられないままの相続税を相続人全員で分担して納めることとなります(ただし、申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出することで、相続税の申告期限から3年以内に分割された場合には、特例の適用を受けることができます)。

経営の足枷となる可能性も大で、「お家騒動」などといった噂が広まれば、取引企業に心配をかけることとなります。

非後継者への配慮が重要

こうした事態を未然に防ぐために覚えておきたいのが、相続には「法定相続」と「遺留分」という、遺産の分け方のルールがあること(表1参照)。法定相続は民法で定められた分け方の基準。ただし、遺言を書くことなどで、法定相続と異なる配分とすることができます。

一方、遺留分は一定の相続人に対し設けられている、最低限の相続割合。例えば相続人が配偶者と子供2人の場合、子供の遺留分は共に法定相続分の半分である「8分の1」。遺留分は強い効力があり、仮に遺言があっても、相続人はこの権利を請求することができます。遺留分への配慮は争族を未然に防ぐポイントの1つと言えるでしょう。

表2は、事業承継を円滑に進めるための相続のポイントと注意点を示したもの。相続財産の整理・確認に加え、後継者のみならず非後継者である相続人に対しても、事業や資産をどのように承継してほしいかを伝えることも重要です。こうした準備は、一朝一夕にできるものではありません。早めに対策を講じることをおすすめします。 **M**

■ 表1 民法の法定相続分と遺留分

	相続人	法定相続分	遺留分
配偶者のみ	配偶者	1	2分の1
配偶者と子供1人	配偶者	2分の1	4分の1
	子供	2分の1	4分の1
配偶者と子供2人	配偶者	2分の1	4分の1
	子供	各4分の1	各8分の1
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	4分の3	8分の3
	兄弟姉妹	4分の1	なし

■ 表2 親族のトラブルを防ぐ相続対策のポイント

- 相続財産の全体を把握し、各相続人の遺留分を確認しておく。
- 相続財産に現金が少ない場合は、現金確保の方法も検討する。
- 後継者のみならず、相続人全員に、事業承継や相続に関する意思を伝えておく。
- 公正証書遺言を作成しておく。